

第265号・2019年1月11日

発行・東北大学職員組合書記局

〒980-8577 仙台市青葉区片平二丁目1-1  
内線 片平 (91) 5029  
022-227-8888 (TEL)  
022-227-0671 (FAX)  
編集・コア編集委員会



迎 春

今年こそ、働くものが  
大事にされる当たり  
前の社会を実現する  
年にしましょう



## これが東北大学理事の本音！？

「現在の就業規則は、改正労契法18条の無期転換を不可能とする制度」

「更新への合理的期待権のある人は本学にいなかった」



12月19日 北門前での宣伝行動  
寒い中お疲れ様でした

組合が不当労働行為（不誠実団交）を申し立てている宮城労働委員会で、12月10日、労務担当理事に対する証人審問が行われました。

理事は、組合の20 しようか。

18年1月5日付けの「質問要求項目」に対する3月7日付け当局回答は「回答ではない」と強弁し、それまでの経緯を事務折衝のために事務方がまとめたもの等だと証言しました。「3月7日付け回答」は不誠実極まりないものです。さすがにこれを正式な回答としてしまおうと不誠実対応は免れないと判断したので

しかし、これが回答でないのなら、いつになつたら回答してもらえるのでしょうか？昨年1月に質問を出して、丸1年です。これが回答にせよ、回答ではないにせよ、理事及び当局の不誠実な対応を覆い隠すことはできません。

また理事は、現在の就業規則は、改正労契法第18条の無期転換を

の時点で）本学にはいなかったと（初めて）明言しました。つまり本学は、非正規労働者の雇用の安定を趣旨とする改正法の核心を意図的に無視し、逸脱することを目的に就業規則改正等の制度整備を図ったのだと「自白」したことになります。

### 雇止め当事者の感想

※労働委員会の中で理事は、雇用は平成25年4月から5年となり、最長8年になったのだから不利益変更に当たらないと発言しました。

これまで反復更新を繰り返したにもかかわらず、3月で雇止めされ職を失った人たちが大勢いるのに、よくこんなことが言えるものだと思います。

※事務系の非常勤職員に対して軽く考えているような発言が大変不愉快でした。

業規則改正  
年4月の就  
(2014  
該当者も、  
た同19条の  
止めを禁じ  
る人の雇  
期待権のあ  
への合理的  
新者や更新  
り、反復更  
る制度であ  
不可能とす  
また理事は、現在の  
就業規則は、改正労契  
法第18条の無期転換を

東北大学はこんな人に理事を任せて良いのでしょうか？

### 今後の日程

※1月21日(月) 15時

裁判 第2回口頭弁論  
仙台地方裁判所

※終了後 報告集会  
仙台弁護士会館4階

※1月23日(水)  
12時10分

※2月18日(月) 15時  
労働委員会

※第3回審問(結審予定)  
県庁17階

引き続き署名及びカンパ活動にご協力願います (郵便振替)

□座番号

02260-4-142419

加入者名

ストップ雇止め！ネットワークみやぎ